

平成25年4月23日

一般社団法人美容整体協会に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、一般社団法人美容整体協会（以下「美容整体協会」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

美容整体協会自らが運営するウェブサイトにおいて行った「小顔矯正」と称する役務に関する表示について、景品表示法に違反する行為（表示を裏付ける合理的根拠が示されず、優良誤認に該当）が認められました。

1 美容整体協会の概要

所在地 東京都中央区銀座三丁目13番4号真光ビル4F-B
代表者 代表理事 松村 一樹
設立年月 平成21年5月

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「小顔矯正」と称する役務

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

自らが運営するウェブサイト

(イ) 表示期間

遅くとも平成23年10月頃以降

(ウ) 表示内容 別紙

前記(ア)のウェブサイトにおいて、例えば、以下のとおり記載し、あたかも、対象役務を受けることで頭蓋骨の縫合線が詰まるとともに、頬骨等の位置が矯正されることによって、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしていた。

○ 「小顔矯正」

○ 「即効性と持続性に優れた施術です。」

○ 「小顔矯正施術は骨に働きかけて、ほうごう線を詰めるだけでなく、主にえらの骨や頬骨に優しく力を加え内側に入れていきます。いくらダイエットをしても骨格が変わらなければ小顔にも限界があります。その限界をなくして理想の輪郭を手に入れることができます。」

イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第4条第2項の規定に基づき、美容整体協会に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、美容整体協会から資料が提出された。しかし、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、対象役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：富澤、花遊、関口

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

トップページ

施術内容

料金のご案内

西倉瑞博について

協会概要



西倉式 美容整体

小顔矯正



CONTENT MENU

- 西倉式美容整体のメリット
- 小顔矯正
- 骨盤矯正
- 肩幅矯正
- O脚矯正
- 認定サロン
- 書籍紹介



お客様のご要望をしっかりと聞き、アドバイスします。納得した上で施術開始



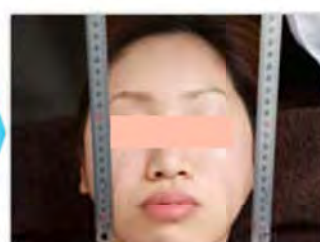
施術箇所のサイズをお客様と確認



優しく力を加えて骨にアプローチ



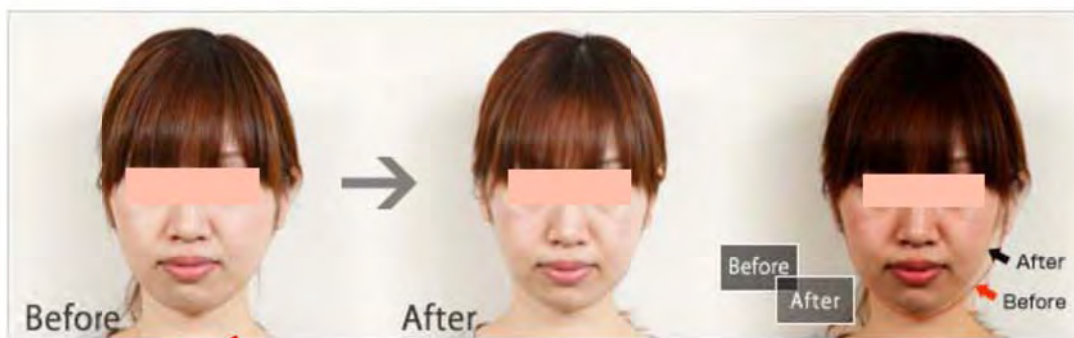
包み込まれるような心地よさ



施術後にサイズをお客様と確認



自宅でのケアを伝えながら小顔マッサージ



小顔矯正について

小顔、ピカピカの肌、顔のむくみ解消、くっきりとバランスのいい顔立ちなどを実現します。メスや麻酔は一切使わないから安全でまったく痛みのない**即効性と持続性に優れた施術です**。施術後すぐにメイクも仕事もOK！

頭蓋骨は23枚の骨でできています。そのつなぎ目であるほうごう線が年齢とともに開いてきます。それが大顔やしわの原因になります。

小顔矯正施術は骨に働きかけて、ほうごう線を詰めるだけでなく、主にえらの骨や頬骨に優しく力を加え内側に入れていきます。いくらダイエットをしても骨格が変わらなければ小顔にも限界があります。その限界をなくして理想の輪郭を手に入れることができるのです。

よくある質問

お気軽にお問い合わせください

銀座サロン
☎0120-234-302
大阪サロン
☎0120-520-575

営業時間 10:00~20:00 (不定休)
電話受付 10:00~19:00 (月~土)

▶ お問い合わせフォーム

今、予約最多サロンのメソッドが、ついにDVD化!
DVDブック
西倉式 小顔メソッド
西倉瑞博
「顔の歪み7分!」
顔歪みを検知して
歪みを戻す
歪み
歪み
代償アップ
ほほ幅 **-1.1cm**
えら幅 **-4.5cm**
小顔になった!
週に1回やるだけでもOK
骨にアプローチして、フェイスラインを整える

西倉 瑞博 著 マガジンハウス

980円(税込) ▶ 詳しくはこちら

寝るだけでS字ラインが整って、
スッキリした体に!
背骨補正
クッションダイエット
西倉瑞博 監修
1,155円

西倉 瑞博 監修 ワニブックス

1,155円(税込) ▶ 詳しくはこちら

西倉式 骨圧小顔バンド
メソッド
つくるだけで
小顔になる
痛くない!
骨を押すだけ!
西倉 瑞博 著 角川マガジズ

西倉 瑞博 著 角川マガジズ

1,600円(税込) ▶ 詳しくはこちら

またほうごう線が開いたせいでリンパや血管を圧迫していた骨をあるべき位置に戻すことにより、リンパの流れや血流がよくなり、むくみが取れ顔色がよくなります。

何よりコンプレックスから解放されるので、内面からあふれる本当の美しい笑顔を手に入れる事ができるのです。

カウンセリングは無料です。お気軽にお電話ください。

銀座サロン 0120-234-302 大阪サロン 0120-520-575

料金表

小顔矯正		
エラ・頬・頭・面長など、気になる部分を骨から整えます。 小顔マッサージ付	1ヶ所	¥210,000/回
	4ヶ所	¥840,000/回

▶ 施術料金詳細

▶ 他の施術ご案内

お客様の声 VOICE

- ▶ 小顔矯正をしてもらいました。TN 様 25歳
- ▶ 整体というとぼきぼきというイメージでした。愛子 様 22歳
- ▶ 私は2週間後に結婚式を控えていました。TOMO 様 33歳
- ▶ 最初は半信半疑でした。M 様 23歳

あなたの歪みを今すぐ簡単チェック!

ひとつでも当てはまれば、あなたの顔は歪んでいます。

- 左右の目じりのところにそれぞれ指をあてると、左右の高さが違う
- 食べ物をかむとき左右どちらかの歯ばかり使っている。片側だけかむ癖がある
- 口の両端を結んだラインと両目を結んだラインが平行になっていない
- 左右の頬骨の高さが違う
- 顔がむくみやすい
- 奥歯がしっかりとかめない

▶ 施術料金詳細

▶ 小顔矯正ご案内



お問合せはこちらまで 営業時間10:00~21:00

銀座サロン 0120-234-302

大阪サロン 0120-520-575



▶ ページトップへ

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

（報告の徴収及び立入検査等）

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～3 （省略）

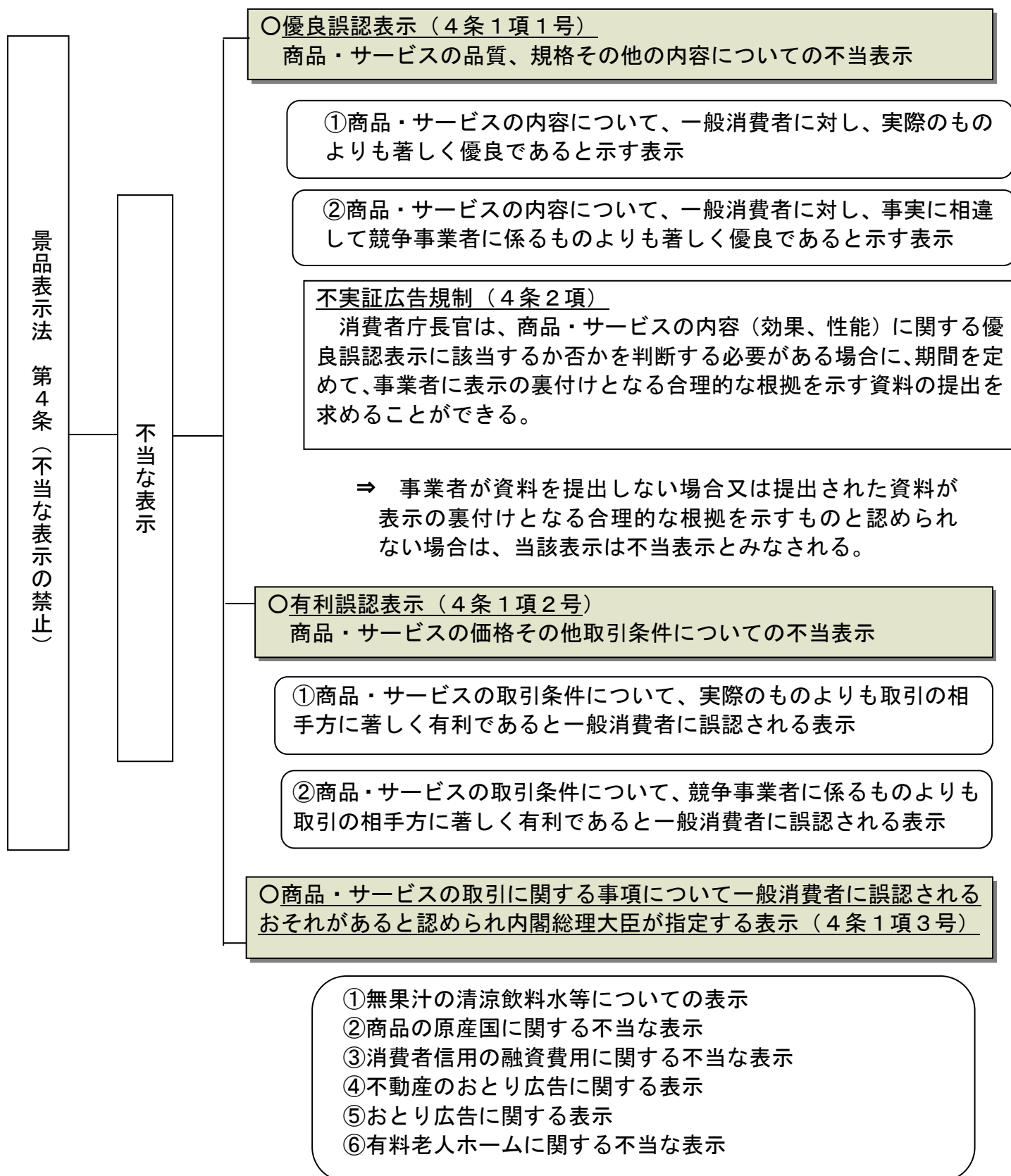
○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第195号
平成25年4月23日

一般社団法人美容整体協会
代表理事 松村 一樹 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴協会は、貴協会が供給する「小顔矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴協会は、貴協会が一般消費者に提供する本件役務の内容に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴協会は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成23年10月頃以降、自らが運営するウェブサイトにおいて、別表記載のとおり、「小顔矯正」、「即効性と持続性に優れた施術です。」、「小顔矯正施術は骨に働きかけて、ほうごう線を詰めるだけでなく、主にえらの骨や頬骨に優しく力を加え内側に入れていきます。」等と記載することにより、あたかも、本件役務を受けることで頭蓋骨の縫合線が詰まるとともに、頬骨等の位置が矯正されることによって、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしていること。
 - イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴協会は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴協会の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴協会は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)記載の表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴協会は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置に

ついて、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 一般社団法人美容整体協会（以下「美容整体協会」という。）は、東京都中央区銀座三丁目13番4号真光ビル4F-Bに主たる事務所を置き、美容整体の施術等を営む事業者である。
- (2) 美容整体協会は、手技により頭蓋骨の縫合線を詰め、骨を整えることにより、即効性と持続性のある小顔効果が得られることを標榜する役務を提供している。
- (3) 美容整体協会は、自らが運営するウェブサイトにおける本件役務に関する表示内容について、自ら決定している。
- (4) ア 美容整体協会は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自らが運営するウェブサイト（別添写し）において、遅くとも平成23年10月頃以降、別表記載のとおり、「小顔矯正」、「即効性と持続性に優れた施術です。」、「小顔矯正施術は骨に働きかけて、ほうごう線を詰めるだけでなく、主にえらの骨や頬骨に優しく力を加え内側に入れていきます。」等と記載することにより、あたかも、本件役務を受けることで頭蓋骨の縫合線が詰まるとともに、頬骨等の位置が矯正されることによって、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしている。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第4条第1項第1号に該当する表示か否かを判断するため、同条第2項の規定に基づき、美容整体協会に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、美容整体協会は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、美容整体協会が自己が供給する本件役務の取引に関し行った表示は、景品表示法第4条第2項の規定により、同条第1項第1号に該当する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者

庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分を取り消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・ 「小顔矯正」・ 「即効性と持続性に優れた施術です。」・ 「小顔矯正施術は骨に働きかけて、ほうごう線を詰めるだけでなく、主にえらの骨や頬骨に優しく力を加え内側に入れていきます。いくらダイエットをしても骨格が変わらなければ小顔にも限界があります。その限界をなくして理想の輪郭を手に入れることができるのです。」・ 「またほうごう線が開いたせいでリンパや血管を圧迫していた骨をあるべき位置に戻すことにより、リンパの流れや血流がよくなり、むくみが取れ顔色がよくなります。」・ 「エラ・頬・頭・面長など、気になる部分を骨から整えます。」

一般社団法人 **美容整体協会** 小顔矯正
銀座サロン ☎ 0120-234-302 大阪サロン ☎ 0120-520-575
電話予約 10:00~19:00 月~土

[お問い合わせフォーム](#)

- [トップページ](#) | [施術内容](#) | [料金のご案内](#) | [西倉瑞博について](#) | [協会概要](#)



西倉式 美容整体

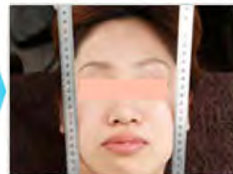


- CONTENT MENU**
- [西倉式美容整体のメリット](#)
 - [小顔矯正](#)
 - [骨盤矯正](#)
 - [肩幅矯正](#)
 - [O脚矯正](#)
 - [認定サロン](#)
 - [書籍紹介](#)

小顔矯正



お客様のご要望をしっかりと聴き、アドバイスします。納得した上で施術開始



施術箇所のサイズをお客様と確認



優しく力を加えて骨にアプローチ



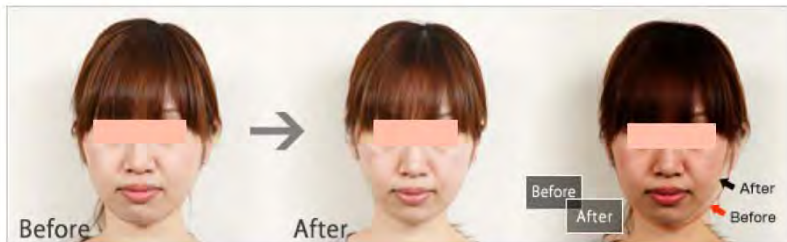
包み込まれるような心地よさ



施術後にサイズをお客様と確認



自宅でのケアを伝えながら小顔マッサージ



小顔矯正について

小顔、ピカピカの肌、顔のむくみ解消、くっきりとバランスのいい顔立ちなどを実現します。メスや麻酔は一切使わないから安全でまったく痛みのない即効性と持続性に優れた施術です。施術後すぐにメイクも仕事もOK！

頭蓋骨は23枚の骨でできています。そのつなぎ目であるほうごう線が年齢とともに開いてきます。それが大顔やしわの原因になります。

小顔矯正施術は骨に働きかけて、ほうごう線を詰めるだけでなく、主にえらの骨や頬骨に優しく力を加え内側に入れていきます。いくらダイエットをしても骨格が変わらなければ小顔にも限界があります。その限界をなくして理想の輪郭を手に入れることができるのです。

